

# 養父市農業委員会

## 第22回会議録

令和3年7月27日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第22回会議録

1. 開催日時 令和3年7月27日(火曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3 議 事

議案第69号 農地法第4条第1項のただし書き、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について【継続審議分】

議案第71号 農用地利用集積計画の承認について

議案第72号 非農地証明について

議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

#### 報告事項

報告① 農地の現況転換について

報告② 農地法3条の規定による許可申請について

報告③ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

### 4. 出席農業委員(13名)

1番 秋山博	2番 山根達夫	3番 藤原義幸	4番 寺尾稔
5番 大谷忠雄	6番 奥藤雅行	7番 前川章	8番 谷垣重俊
9番 西谷眞一	10番 北本健一郎	11番 坂本秀夫	12番 西谷英樹
13番 圓山満			

### 5. 欠席農業委員(0名)

### 6. 出席推進委員(10名)

14番 小林誠	15番 内田重雄	17番 藤原隆弘	18番 鷹野孝一
20番 栗田匡晃	21番 林田雅美	22番 上垣美由紀	23番 森脇耕助
24番 井上勝雄	25番 藤原健次		

### 7. 欠席推進委員(2名)

16番 木下計介 19番 安達繁

### 8. 出席職員

事務局：局長 岸 敬悦 次長 稲津義彦 副主幹 福垣周作 主査 東 宏樹

その他：経営企画部長 小井塚裕二 産業環境部長 漆畑貴俊 経営政策課長 田村 亘

事務局 : それでは、ただいまより第 22 回農業委員会総会を開会いたします。  
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

谷垣会長 : 皆さん、こんにちは。今日も大変暑い一日になっておりますけれども、今日は朝から現地調査を、関係委員の皆さん方に行っていただき、本当にありがとうございました。私も、皆さんのほとんどの方が終えられたと思いますが、コロナの予防接種を6月の10日に2回目をしました。一月以上経っておりますので、大分効果が出ていると思っておりますら、7月になってから、いろんな会議や会長の充て職の会議が入ってきてまして、もう連日のように出させていただきました。そういう面では仕事もたくさんで大変だったんですけども、うれしいことに今41枚ほど、合わせて6反ほどですけれども田んぼを作っています。単純計算していただいたら、1枚が1畝もない、100平米もないような田んぼを作っております。山田ばかりで、人から何をしとんやあいつはと、よっぽど暇なんやなっていうような言い方をされる方もありますけれども、この間、皆さんにお諮りをした宮垣区の棚田の事業の中で、折角、ああいう工事が行われたのに農地が活用されていないというようなことで、関係の委員長に私からも話をしたのですが、結局、新たな道が出来たんですが、3か所、合わせて12枚あります、12枚。それが結局、誰も作り手がなくて、また私が作ることになりました。合わせて53枚、今作っております。トラクターの前にバケットが付いておりまして、バケットでちょっと行く道を確認したりというようなことをして、安全に気をつけながらやっているところでもありますけれども、そうしてやっておりますら、5月の3日に田植をしたものが、もう10日ぐらい前に稲穂が出てきました。今はもうたくさん出ています。一番遅く植えたところも、見ましたら穂が出てきております。ところが残念なことに、52枚のうちの4枚で、三十何年ぶりに作った田んぼなんですけれども、そこがいもち病になりました。私も初めてでした。田んぼに行って稲を毎日見っていますが、見たら赤い斑点が葉っぱにできて、あつという間に、一日も経たないうちにそれがざあつと広がって、4枚の田んぼにかなり広がりつつあったので、これは大変だと思ってインターネットでいろいろ調べたりして、最終的にはJAさんに行って薬をもらってきて今朝、散布してきました。やっぱりいろいろ原因を考えてみたら、水が非常に冷たい、それから天候が悪かった、そこへ水を入れていたことで、窒素分については、今まで三十何年間作っていませんから、赤土の土壌ですけれども、窒素分の過多ということはないかなと。やっぱり水の冷たさがそれと関係していると思ったりしています。今は水を止めて、今朝も朝早く動噴で薬をやりました。効果がどれぐらい出るか分かりませんが、もう穂が出ておりますので、あと1か月もすれば稲刈りができるのではないかなと思っています。だけど、1か月してそこの田んぼを稲刈りは今、自分が持ってい

るコンバインは使えません。とっても急な坂で、もうコンバインが行けるような場所ではないです。この間も言いましたように、田植機同様、今度。バインダーを買いまして、それを使ってやって、稲を集めてコンバインで脱穀をしようかなというようなことも思ったりしております。五十何枚もあったら人間と一緒に、一つ一つ田んぼがいろいろ変わって大変だなという思いをしております。長くなりましたけれども、暑いときですけれども、今日もたくさん議題がございますので、最後までよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

事務局 : それでは、初めに会議の成立について御報告をいたします。本日出席農業委員 13 名中全員ということでございます。養父市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、過半数が出席することになっておりますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。なお、農地利用最適化推進委員については 10 名の出席ですので、併せて報告をさせていただきます。

では、総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第 5 条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されておりますので、谷垣会長をお願いをいたします。

谷垣会長 : 養父市農業委員会会議規則第 16 条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、11 番の坂本農業委員と 12 番の西谷英樹農業委員をお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第 69 号、農地法第 4 条第 1 項のただし書、農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出について、前回、21 回養父市農業委員会の審議をいたしました。継続審議となっておりますので、それについて今から進めてまいりたいと思ひます。それから、現地確認につきましては、前回の総会におきまして報告済みでございますので、割愛をさせていただきます。

それでは、事務局の説明を求めます。

なお、本日は、説明者として経営企画部小井塚裕二部長と、それから田村亘課長、それから産業環境部長漆畑貴俊様に同席をいただいておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、最初に事務局長の岸より経緯説明をお願いいたします。

事務局 : 議案につきましては 1 ページ目ということで、議案第 69 号の継続審議ということでございます。農地法第 4 条第 1 項ただし書き、農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による届出についてということでございます。継続審議ですので、前回同様同じ場所でございます。大字は上箇、字は宮ノ前ということで 4 筆でございます。詳細説明につきましては、本日お配りしております継

続審議分資料を御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては経営政策課とこちら農業委員会事務局の両方で経緯説明書を作らせていただいております。ただいま私からは農業委員会事務局のほうの経緯説明をさせていただきます。

本事業に係る相談につきまして、農業委員会事務局として事務処理等の適正指導を行いましたけども、必要書類の提出が不十分であったということで、県への照会に時間を要してしまいました。また、本事業は、事業申請者と事業担当課である経営政策課との連携、また、審査機関であるこちらの農業委員会事務局が適切な指導の下、事業を遂行されるべきというものでございました。詳細につきましては以下のとおりということでございます。

経営政策課から養蚕用施設建築として高度化施設の相談を受け、令和2年12月に事務局が図面を預かりましたけども、高度化施設としての要件を満たす条件を判断する図面とか申請の根拠となる書類、届出書とか棟高、軒高、建物の配置とか、それから営農計画書、そういったものが不十分ということでございまして、それで時間がかかりました。3月の県への照会まで進捗状況を確認し催促するなどの対応は不足していたと思っております。3月に届出書、関係書類が提出されまして、兵庫県へ照会をかけましたところ、高度化施設には農作物を栽培するための施設でありまして、養蚕施設は農作物を栽培する目的の建築物でないと判断されたということでございます。そういったことで、こちらの十分な指導ができなかったという経緯でございます。

それでは、この後は経営政策課の経緯ということで、経営企画部長、それから課長のほうから説明をいただきたいと思っております。

小井塚部長： 皆さん、こんにちは。このたび私ども経営企画部、それから所管をしております経営政策課のほうの事業につきまして、非常に御迷惑をおかけしまして誠に申し訳ありませんでした。私、経営企画部部長を仰せつかっております小井塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本件につきましては、本来ですと、しっかりと法令遵守という観点から手続を行った後に事業を行う、事業者のほうに事業執行に入っていただくというところが本来でございましたけれども、私どもの事業スケジュールというようなこともございまして、勝手な判断という部分もあったかと思っております。そういったことで農業委員会の皆様、また、関係の皆様に関わりましては非常に御迷惑をおかけしております。経過につきましては、後ほど担当課長のほうから御説明をさせていただきますが、今後、こういったことが二度と起こらないように、私どもも法令遵守を徹底してまいりたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

田村課長： 経営政策課の田村です。よろしくお願いいたします。先ほど部長が申し上

げましたように、今回の事業、この申請につきましては、手続の決定を待たずして事業に着手したということで、大変申し訳なく思っております。

この事業の経過につきましてですが、養蚕プロジェクトということで、平成26年に総合戦略をつくったときに、養父市での養蚕を絶やすことなく新たな事業としてつくっていかうということで取組を始めた事業でございます。数年間、様々な事業を検討しておりまして、令和元年にやっと事業として成立するような、大学であるとか生産できた蚕、さなぎを販売、買取りをしてくれるような事業者というようなところが見つかりまして、令和2年度に事業化して生産にかかろうというようなところに至った事業でございます。ただ、先ほど岸局長から説明があったとおり、途中の相談の手続、ここがなかなかスムーズにいかなかったというようなこともあり、年度末が迫るという中で事業者に対しまして事業を着手することを担当課として承諾したというようなことが、このような結果になってしまったというようなことでございます。

なお、この事業につきましては、今日、御審議をいただいてということでお願いしたいと思っておりますし、その後、事業としてはしっかりとできるように、市も継続して支援をして行っていきたいというふうに思っております。やはり、この事業の進め方の問題点というのを担当課としてもしっかりと検証し反省することで、同じようなことが二度と起こらないようにと、また、この事業につきましても、この1事業者で終わることなく、新たに参画してくれるような事業者を求めていって規模も広げていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局 : 漆畑部長のほうから補足ありますでしょうか。

漆畑部長 : 産業環境部長の漆畑でございます。どうも皆さんよろしくお願ひいたします。今回の件ですね、経緯は今、説明もあつたとおひいろいろあるとは思ひますけども、これは端的に申し上げますと、やはり市の中の職員のコミュニケーション不足というものがあつたんだろうなというふうに思ひしております。役職というか立場としては、私、今回の件には本来あまり口を挟むべき立場ではないのかもしれないけども、やはり市の間でも農地の転用というものが必要かどうかとか、そういった判断が必ずしも浸透している、要はそういう仕事に全く関わつてこなかつた人にとっては、あまりそういう認識を持ってない人間もいるということでございます。また、それに対して本来丁寧に指導をしてあげるべきが農業委員会の事務局という立場なんですけども、そこも、例えばこれぐらいは分かるだろうと、あまりその部分のコミュニケーションが取れていなかつたというのが、今回の件の根底にあるのかなというふうに思ひています。今、岸のほうからも田村のほうからも、こういう

ことが二度と起こらないようにという話がありましたけども、まさにそういったコミュニケーション、これは必要なことをこういうことをちゃんとやらなきゃ駄目なんだよというのをお互いにしっかり認識をするということ、また、それらに関して、例えば事業が急ぐのであれば、許可をする農業委員の事務局のほうの立場からも、あれまだ出てないけどどうなってるのとか、そういうような声かけですね、こういったことが非常に重要になってくるのかなと思っております。私も産業環境部を監督する立場でございますので、これは農業委員会に関するだけでなく、様々なことに関してそういったところに気を配ってやってもらいたいということで職員のほうにも話しております。何とぞ御容赦いただいて、御判断いただければと思います。よろしくお願いたします。

事務局 : 以上です。

谷垣会長 : それでは、説明が終わりました。  
この件について質疑はございませんか。  
奥藤農業委員。

奥藤委員 : 説明をしていただきました。それでですね、どの組織でもそうですけども、どこが問題点で今後どうするのかというのが、ちょっと聞けなかった、また起きるのでないかなど。くしくも部長のほうからコミュニケーションが取れなくて、それなら今後どう取るかという、そこ辺りの肝腎などが聞けてない。今後の対策を、我々に対してもっと分かるように説明してほしい。対策というものをきちっと農業委員に関して示していただきたいというふうに思います。以上です。

谷垣会長 : 他にはございませんか。  
それでは、部長さんのほうで今の件についてお願いします。

漆畑部長 : 多少繰り返しになる部分もあるかもしれませんが、まずこれに関しては、まず市の事業を行うべき立場の人間に対しては、当然手続が終わる前に、次のことをやるというのはいかんよということを改めて周知をするということ、今回みたいに農地の関係の手続が終わってないのに事業に着手してしまうというのは、これはもうあってはならないことですので、それは部長が集まるような場で話もさせていただいていますし、そんなことがないようにと、しっかり所属長等がその辺はチェックをして、手続をしないまま次のステップに進むようなことはしないでくださいということをしつかり周知をしてまいります。それに対して農業委員会の事務局に対しては、何が必要なのか、先

ほど言ったように手続がどういうものが必要かというのを理解していない職員もいるわけですから、何が必要なのかということをしつかり丁寧に教えてあげてくださいと、これは私から農業委員会の事務局に対して指示といえますか、しつかり伝えさせていただいております。そうすることによって、結果としてコミュニケーションを今よりもしつかり取っていきましょと、こういうことになると思いますので、紙に示して何かというものはないですけども、そういった形でしつかり市の中で対応を徹底していきましょと、このように考えてございませ。

谷垣会長： 小井塚部長。

小井塚部長： 失礼いたします。私どものほうは、今、漆畑部長は産業環境部というお立場で御説明をいただきましたが、私どもも今回の件につきましては事業担当課でございませし、また、市の全体を統括してございませ経営企画部という部署でございませるので、今、漆畑部長からありませたとおり、農地法の関係だけのみならず、全体的な法令につきましては、部長あるいは課長をはじめとする会議の中では法令遵守を徹底してまいりたいというふうを考えてございませ。当然ながら、私も部内の職員には、私どもの部と申しますのは総務もございませたら、ここにおりませ課長のような経営企画という部分もございませ。また、当然ながら窓口の税務という部分も持つてございませるので、こういった部分、それぞれの部長が所管する部分の法令等については、そういったことでしつかりと徹底をしてほしいというふうな呼びかけを行うということも、統括してございませ経営企画部のほうから徹底をしてまいりたいというふうと考えてございませ。そうしたことによりませ、あらゆる法令の遵守を図ってまいりたいというふうと考えてございませるので、どうぞよろしくお願ひいたします。

谷垣会長： 奥藤委員、今の回答でよろしいでしょうか。

奥藤委員： よろしくお願ひませ。

谷垣会長： ありがとうございませた。  
他にはございませせんか。

( 質 疑 な し )

谷垣会長： それでは、質疑なしと認め、議案第 69 号（継続審議分）につきまして採決をいたします。



本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

谷垣会長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。ありがとうございます。

ここで、暫時休憩いたします。説明者は退席をお願いいたします。

( 暫 時 休 憩 )

谷垣会長： それでは、再開をいたします。

議案第 71 号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 5 ページを御覧ください。議案第 71 号、農用地利用集積計画の概要です。公告は令和 3 年 8 月 2 日を予定しております。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が 25,548 平方メートル、23 筆、畑はございません。合計面積も同じく 25,548 平方メートル、23 筆です。利用権の設定を受ける戸数は 13 戸、権利設定をする戸数は 1 戸となっております。

2、設定する利用権の概要。利用権の種類は、使用貸借権及び賃借権については全てが新規の使用貸借権で、23 筆、25,548 平方メートルです。利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと 10 年契約が 23 筆、25,548 平方メートルです。

詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。全て農地中間管理事業を利用するもので、転貸を受ける者につきましては、備考欄の下段に記載をしております。以上です。

谷垣会長： 説明が終わりました。

この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

谷垣会長： 質疑なしと認め、議案第 71 号を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

谷垣会長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 72 号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： ページ数が切れていますけども、11 ページになります。議案第 72 号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1 番、伊豆の土地 1 筆で、面積が 363 平方メートルです。所有者は養父市伊豆の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は 20 年以上前から物置や車庫等として使用しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは 12 ページから 16 ページとなっております。

2 番です。上箇の土地 3 筆で、合計面積は 174 平方メートルです。所有者は養父市上箇の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は 20 年以上前から物置等として使用しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいということです。関連ページは 17 ページから 21 ページとなっております。以上です。

谷垣会長： 事務局の説明が終わりました。

1 番の伊豆の件につきまして、担当農業委員の説明を求めます。

6 番、奥藤農業委員。

奥藤委員： 6 番、奥藤です。この現場につきましては、2 回見させてもらって非常によく勉強させてもらいました。始末書も出ておりまして、現況、建物が建っているんですけども、固定資産税のほうも宅地並み課税ということで、今回、改築されるに当たって、この際これをきちっとしようということをやられています。非農地にされるのには何の問題もないと思いますので、審議のほうよろしく願いいたします。

谷垣会長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。

13 番、圓山農業委員。

圓山委員： 圓山です。先ほど奥藤委員、説明のあったとおりです。周辺農地は、ほとんどもう住宅地の中にある物件で、周辺農地等に影響もないと思いますので、よろしく願いします。

谷垣会長： 続きまして、担当推進委員の説明を求めます。

鷹野推進委員： 鷹野です。今朝ほど委員の皆さんと一緒に見させていただきました。それぞれ説明がありましたとおり、何ら問題がないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

谷垣会長： ありがとうございます。それでは、説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

谷垣会長： 質疑なしと認め、議案第 72 号の 1 番を採決いたします。  
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

谷垣会長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、2 番の上箇の件について、担当農業委員の説明を求めます。

13 番、圓山農業委員。

圓山委員： 圓山です。よろしくお願ひします。17 ページを御覧ください。この丸印で囲まれたところが住宅になります。ここは上箇地区の古い住宅街でありまして、山際に家が点在しております。古くからの地区というか住宅街なので、家の裏ぎりぎりに畑があったりとかかなというようなところですよ。

めくっていただいて、18 ページを御覧ください。航空写真でいいますと赤い印の中が今回の場所になります。その前にある黒い屋根の部分もこのお宅の一部になります。この黒い屋根の部分から赤い線で囲まれたところを全て取り壊して新築の家を建てようとしてされております。

20 ページを御覧ください。このように家が細長く建っているところで、奥向きに向かった部分が 3 軒ほど赤い屋根のところから手前に低い小屋があつて、背の高い建物があつてと、こういうふうに住んで増し建て増しという感じでされてた土地のようですよ。始末書にも書いてありますように昭和 30 年の新築となつており、そのとき以来宅地として利用されてきたということで、何ら悪意のあることではないようですよ。もう周辺の農地というのもほとんどございませぬし、影響はないので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

谷垣会長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。

10 番、北本農業委員。

北本委員： 北本でございます。今、担当委員さんの説明のとおりでございます。大変な大がかりな解体になるかなど、こういうふうに思っております。きれいに解体されて、その後新しくまた建つということで、大変いいことかなど思っておりますので、どうか御審議いただきますようお願いいたします。

谷垣会長： 続きまして、担当推進委員の説明を求めます。  
18番、鷹野推進委員。

鷹野推進委員： 18番、鷹野です。それぞれ御説明がございましたとおり、何ら経過的には問題がないと私自身判断しました。よろしくようお願いいたします。

谷垣会長： ありがとうございます。説明が終わりました。  
この件について、質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

谷垣会長： 質疑なしと認め、議案第72号の2番を採決いたします。  
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

谷垣会長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第73号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 22ページを御覧ください。議案第73号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市長野の土地1筆。面積は848平方メートルのうち788平方メートルです。貸付人は養父市長野の方、借受人は養父市広谷の方です。借受人は貸付人の孫に当たり、父とともに祖父の農業を継ぐため、申請地内に2世帯が同居する農家住宅及びカーポート、露天駐車場を建設することが転用の目的です。設定する権利は使用貸借権です。関連ページは23ページから29ページです。以上です。

谷垣会長： 事務局の説明が終わりました。

1番の長野の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検

討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域内にありましたが、申請により除外が完了しておりますので、農用地区域外となりました。農地の集団規模が10ヘクタール以上であるため、第1種農地に該当します。第1種農地は原則転用不許可となっておりますが、不許可の例外を規定しております農地法施行規則第33条における、周辺地域における居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当することから、転用許可の対象となります。一般基準については、資力、信用について融資証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ周辺農地への影響も問題ないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので許可相当と考えられます。以上です。

谷垣会長： 事務局の説明が終わりました。  
次に、担当農業委員の説明を求めます。  
10番、北本農業委員。

北本委員： 失礼します。この件に関しまして、昨夜、ちょっと本人のほうに電話いたしまして、今日、農業委員の立会いがありますよということで話をさせていただきました。そのときに聞きますと、春までは野菜を作っていたんですが、それ以後、この計画のために、草も刈らずそのままのことでした。今日現地調査があるんで、本人さんに確認しますと、草を刈ってあって、トラクターですいてありました。この場所ってというのが、養父朝来線、これ長野というところなんです、朝来に向かっていきまして長野の地区でございます。この航空写真を見ましてもちょっと分かりづらい部分があるんですが、その長野の県道を上がっていきますと内山いちごの国というイチゴ園がありまして、そこから100メートルぐらい入ったところです。そこで、今度この申請の内容で、息子さん夫婦、その方たちと、今度は孫ですね、この申請者の孫の方が帰ってこられると。そこで息子さんと孫さんのほうが2世帯住宅ということで建てたいんだということの申請でございます。大変ありがたいことかなと思っております。今、事務局からも報告ありましたように、周辺は何にも影響を受ける内容ではございませんので、御審議賜りたいと、こういうように思いますので、よろしく願いいたします。

谷垣会長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。  
11番、坂本農業委員。

坂本委員： 11 番、坂本です。朝、現地を見させてもらいましたし、今、担当農業委員が申しましたように、親子3代、親、子、孫の3代で農業をやられてやっていけるということは、我々聞いたら羨ましい限りの話と思って、大変結構な話と思います。以上です。

谷垣会長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
17 番、藤原隆弘推進委員。

藤原隆推進委員： 藤原です。今日行ってきて見てきましたけども、なかなかええ場所で、日当たりもいいし、上のほう、電話線やら電線やらいろいろ通っておりますけども、大変なかなか、御主人も喜んでいるように見えました。審議のほうよろしくお願いします。

谷垣会長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

谷垣会長： 質疑なしと認め、議案第 73 号の 1 番を採決いたします。  
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

谷垣会長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。  
続きまして、報告事項に入ります。  
報告①、農地の現況転換について、事務局より説明を求めます。

事務局： 報告①、30 ページを御覧ください。報告①、農地の現況転換についてです。届出番号 1 番、養父市八鹿町上網場の土地 2 筆。合計面積は 663.61 平方メートルです。届出者は、養父市八鹿町下網場の方。道路から低い位置にある農地のため、道路並みに 2 メートルから 2.5 メートルをかさ上げし、畑として利用しやすくすることが届出の目的です。関連ページは 31 ページから 36 ページです。以上です。

谷垣会長： 事務局の説明が終わりました。  
次に、担当農業委員の説明を求めます。  
11 番、坂本農業委員。

坂本委員： 11番、坂本です。この土地は、毎年農地パトロールの時期になったら見に行きますけど、もう草ぼうぼうの土地で、今回かさ上げされてきれいに畑として活用されるので、大変いいことと思います。よろしくお願いします。

谷垣会長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。

12番、西谷英樹農業委員。

西谷英委員： 12番、西谷です。先ほど担当委員の方から説明がありましたように、元のままですと非常に道路との落差があり、例えば機械を入れるとか、収穫をしても何かをトラックに積むにしましても、人の肩でしかできないようなところでしたが、今度、かさ上げをすることによりまして、道路並みになるということでしたので、そうすれば機械も入るし耕作が可能になるなというふうに思いました。ということで、転換について了承するものと思います。

谷垣会長： 続きまして、担当推進委員の説明を求めます。

14番、小林推進委員。

小林推進委員： 朝、同じように見に行かせていただきました。事前着工というか、ちょっと着工されているようです。ちょっと気になったのが残土というか、産廃系統の土が入った土地、コンクリート片とかその辺が入っているのがちょっと気になるんですが、埋め戻してちゃんときれいな畑になるのであれば、転換でいいと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

谷垣会長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。現況は荒れているとこだと思いますが、まず1点は、これ隣接する道路は市道でしょうか。里道ですか。そういう境界なんかは、これ地図は書いてあるんだけど、そういうのを確定はできているのかなと思ったりしますし、心配なのは耕土、最終的に上に表土、耕土ですね、持ってくるんですけども、そういう形に簡便に埋立て、土砂も含めていくのかなと心配しておりまして、何も農地をかさ上げして作物を作ってもらうのはありがたいんですけど、その辺が心配なんで、その辺の話は聞いておられないんでしょうかね。

谷垣会長： それでは、事務局のほうから。

事務局 : 事務局から説明いたします。34 ページを御覧ください。こちらに工事平面図を描いてございます。若干見にくいですが、下側に市道と記入がございますので、市道に面している土地だということが分かるかと思えます。あと、作り土ですが、一応こちら、まず現況転換ですので、転用ではないということで事業者の確認をさせていただいています。ちゃんと作られるんですかと、3回ほど確認はさせていただきました。そうすると、申請者の方がレストランで出される作物を作りたいということを強く思われているようですので、確実に農業をされるのかなと確認は取っております。以上です。

大谷委員 : 分かりました。

谷垣会長 : 大谷委員、よろしいですか。  
他にはございませんか。

( 質 疑 な し )

谷垣会長 : それでは、質疑なしと認め、この件の報告を終わります。  
続きまして、報告②、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 37 ページです。報告②、農地法第3条の規定による許可申請についてです。  
1番、大塚の土地2筆、1,950 平方メートルです。譲受人は養父市場の方で、譲渡人が大塚の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が6月16日、許可日が6月21日となっています。  
2番、大塚の土地3筆で、1,992 平方メートルです。譲受人が養父市場の方で、譲渡人が静岡県富士宮市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が6月16日で、許可日が6月21日となっています。  
3番、八鹿町大江の土地3筆で、600 平方メートルです。譲受人が八鹿町大江の方で、譲渡人が朝来市山東町の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が6月30日で、許可日が7月7日となっています。  
次のページ、38 ページです。4番、三宅の土地2筆で、1,297 平方メートルです。譲受人が三宅の方で、譲渡人が京都府京丹後市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が6月30日で、許可日が7月5日となっています。以上です。



谷垣会長： 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件について質疑はありませんか。  
5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。3条については我々農業委員も確認をすることではありますが、担当者のほうが受付されましたら、一緒に回ったらどうかと、ばらばらに回るよりはと思ったりするんで、そういう連絡調整ができればありがたいなと思います。特に私どもは、この農地だけじゃなくて、所有されている農地を全部確認をしていきます。荒れた農地、放棄されるところに対しては、保全管理の指導をしていきますので、その辺も含めてスムーズにいくようにしたいなと。推進委員も農業委員もばらばらで行くのではなく、相手さんも当然、私、会いますから心配で、その辺を調整できたらと思っております。この問題については了解いたしますけども、そういうお願いをしておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

谷垣会長： 他にはございせんか。

それでは、大谷農業委員の件でありますけれども、以前から大谷農業委員はそれをずっと話をされておられまして、特に3条申請につきましては、必ず後々、きっちり農地として活用されているのかどうかということを確認をするというのが、我々委員の仕事ということでもありますので、今、お話がありましたように、ばらばらで行ののではなく農業委員さんと推進委員さんとで日を決めて行っていただいて、そして確認をしましたよということ事務局のほうに、どちらかの方が報告をされるというようなことで進めさせていただこうと思っておりますけども、よろしいでしょうか。進めるというか、確認をさせていただきます。以前からもこのお話はありますので、では、そういう方向でよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

谷垣会長： 続きまして、報告③、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局： 39 ページです。報告③、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、申請場所は上野の土地で9筆あります。面積が2,495平方メートルです。申請人は大阪府吹田市の方です。取得した日が令和3年5月13日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

2番です。大屋町蔵垣の土地で4筆あります。面積が1,839平方メートルです。申請人が大屋町蔵垣の方で、取得した日が令和2年8月24日です。相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方です。以上で報告を終わります。

谷垣会長： 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

谷垣会長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。  
以上で、第22回農業委員会総会を閉会いたします。

11 番坂本、12 番西谷英樹

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 谷垣重俊

署名委員 坂本秀夫

署名委員 西谷英樹